

**全国厚生労働関係部局長会議
(厚生分科会)
詳細版資料**

社会・援護局 障害保健福祉部

平成24年1月19日(木)

目 次

【重点事項】

1	平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定について	2
2	相談支援の充実等について	12
3	障害児支援の強化について	15
4	同行援護の推進について	44
5	第 3 期障害福祉計画等について	46
6	新体系サービスへの移行について	57
7	障害者虐待防止対策について	62
8	身体障害者相談員及び知的障害者相談員の委託に係る権限移譲及び対応について	71
9	発達障害者への支援について	74
10	「工賃向上計画」の実施について	82
11	「障害者就業・生活支援センター」事業について	88
12	「新たな地域精神保健医療の構築に向けた検討チーム」の検討状況について	94
13	精神疾患の医療体制構築に係る指針（医療計画）について	105
14	被災者の心のケアについて	124

【予算概要】

1	平成 24 年度障害保健福祉部予算案等について	129
---	-------------------------	-----

【連絡事項】

〈企画課〉

- 1 平成 24 年度税制改正の主な内容について・・・146
- 2 扶養控除の一部廃止に伴う影響を回避するための政令等の改正について・・・148
- 3 事業者の業務管理体制の整備について・・・155
- 4 特別児童扶養手当・特別障害者手当等の認定基準の改正について・・・163
- 5 特別児童扶養手当・特別障害者手当等の額について・・・163
- 6 特別障害給付金制度の周知について・・・164

〈企画課監査指導室〉

- 1 平成 24 年度における障害保健福祉行政事務指導監査の実施について・・・166

〈企画課自立支援振興室〉

- 1 地域生活支援事業の円滑な実施等について・・・168
- 2 障害者の社会参加の促進について・・・172
- 3 補装具について・・・176

〈障害福祉課 / 地域移行・障害児支援室〉

- 1 障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増しについて・・・178
- 2 障害福祉関係施設等の整備について・・・180
- 3 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務について・・・183
- 4 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について・・・184
- 5 重症心身障害児者の地域生活モデル事業について・・・187

〈精神・障害保健課〉

- 1 精神障害者アウトリーチ推進事業について・・・190
- 2 精神科救急医療体制の整備の推進について・・・192
- 3 精神科病院に対する指導監督等について・・・194
- 4 自殺・うつ病対策の推進について・・・196
- 5 認知症疾患医療センターの整備について・・・198
- 6 心神喪失者等医療観察法指定医療機関の整備等概要について・・・201

【重点事項】

1 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定について

障害福祉サービス等に係る報酬について、平成24年度改定に向けて、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、厚生労働省内に、昨年11月、津田厚生労働大臣政務官を主査とする「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を立ち上げ、有識者の方にアドバイザーとして参画いただきながら、公開の場で検討を重ねてきている。

※ 平成23年11月11日から平成24年1月13日まで、これまで8回開催。その中で27の関係団体からヒアリングを行っている。

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率については、年末の予算編成において、介護報酬改定の考え方と整合を取り、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、+2.0%としたものであり、12月21日付けの厚生労働大臣と財務大臣間の合意文書に、こうした考え方に沿って、具体的な改定率が盛り込まれたところである。

なお、改定率の決定に当たっての合意文書の中で、「改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応する」こととされている。

また、民主党の障がい者WT（ワーキングチーム）からは、地域で暮らす障害者やその家族の支援のため、夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等の提案が行われている。

第8回検討チーム（平成24年1月13日）において、改定の基本方針を取りまとめ、第9回検討チーム（平成24年1月31日（予定））においては、個別報酬改定事項を取りまとめることを予定している。

取りまとめにあたっては、上記合意等に沿って、「福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映」及び「障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化」の2つの基本的考え方の下で、個別の報酬改定事項について具体的に検討を行うこととしている。

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定について

- 障害福祉サービス等に係る報酬について、平成24年度改定に向けて、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、厚生労働省内に、昨年11月、津田厚生労働大臣政務官を主査とする「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(以下「検討チーム」という。)を立ち上げ、有識者の方にアドバイザーとして参画いただきながら、公開の場で検討を重ねてきている。
(※)平成23年11月11日から平成24年1月13日まで、これまで8回開催。その中で27の関係団体からヒアリングを行っている。
- 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率については、年末の予算編成において、介護報酬改定の考え方と整合を取り、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、+2.0%としたものであり、12月21日付けの厚生労働大臣と財務大臣間の合意文書に、こうした考え方に沿って、具体的な改定率が盛り込まれたところである。
なお、改定率の決定に当たっての合意文書の中で、「改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応する」とこととされている。
- また、民主党の障がい者WT(ワーキングチーム)からは、地域で暮らす障害者やその家族の支援のため、夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等の提案が行われている。
- 第8回検討チーム(平成24年1月13日)において、改定の基本方針を取りまとめ、第9回検討チーム(平成24年1月31日(予定))においては、個別報酬改定事項を取りまとめることを予定している。
- 取りまとめにあたっては、上記合意等に沿って、「福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映」及び「障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化」の2つの基本的考え方の下で、個別の報酬改定事項について具体的に検討を行うこととしている。

第8回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	資料5-1
平成24年1月13日(金)【提出資料】	

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の基本方針のポイント(案)

(平成24年1月13日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム)

【基本的考え方】

(背景) 障害福祉サービス関係費は、利用者数の増加等により、この10年間で2倍以上。

厚生労働大臣・財務大臣合意(平成23年12月21日)

- ・ 介護報酬改定の考え方と整合を取り、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定は、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、改定率+2.0%とする。
- ・ 改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応する。

「当面の障がい福祉施策の推進について」(平成23年12月9日民主党障がい者WT)

- ・ 福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組の継続や、地域で暮らす障害者やその家族の支援のための夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等の提案

検討チームのこれまでの検討の積み重ねを、これらの合意等に沿って整理

福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映

- 基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費として、新たに処遇改善加算(仮称)を創設し、引き続き処遇改善が図られる水準を担保。
- * 障害福祉サービス事業所等の方が介護保険サービス事業所と比べて交付金の申請率が低く留まっていること等を踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、加算要件を緩和した一定額の加算(福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分)を併せて創設。
- 改定率の決定に当たっての考え方を踏まえ、前回改定以降の物価の下落傾向を反映させ、原則として一律に(▲0.8%)基本報酬を見直し。

障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化

- 地域で暮らす障害児・者やその家族が地域社会で安心して暮らすことができるよう、夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等
- 障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の平成24年4月からの円滑な施行のため、相談支援や障害児支援について適切な報酬設定
- 前回改定の効果の検証、定員規模に応じた経営実態等を踏まえた効率化・重点化

※ 今回の改定が企図した効果を挙げているかどうか、客観的なデータに基づく検証を行って次回改定の検討に活かすなど、不断の取組が重要。

【各サービスの報酬改定の基本方向】(主なもの)

1. 福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映以外の共通の事項

- 介護職員等によるたんの吸引等を評価。
- 基金事業として行われてきた通所サービス等の送迎に係る支援を評価。
- 食事提供体制加算の適用期限を3年間延長。
- 国家公務員の地域手当の地域区分(7区分)に倣って地域区分を見直し。(平成24~26年度にかけて毎年度きめ細かく調整し、27年度から完全施行。)

2. 相談支援

- 計画相談支援・障害児相談支援は、現行のサービス利用計画作成費の基本報酬を踏まえて基本報酬を設定しつつ、特定事業所加算分を組み入れて報酬単位を引上げ。
- 地域移行支援・地域定着支援は、毎月定額で算定する報酬を設定しつつ、特に支援を実施した場合等を加算で評価。

3. 訪問系サービス

- 介護報酬改定の動向を踏まえ、サービス提供責任者の配置基準を見直し。
- 家事援助の時間区分を30分間隔の区分けから15分間隔の区分けへと見直し。
- 重度訪問介護・行動援護の特定事業所加算の経過措置を3年間延長。

4. 生活介護・施設入所支援・短期入所

- 生活介護の人員配置体制加算を適正化、大規模事業所の基本報酬を適正化、サービス利用時間に応じて報酬を設定。
- 施設入所支援の夜間支援体制等の評価を充実。
- 短期入所の評価を充実(単独型・医療型の評価を充実、空床確保・緊急時受入れを評価)。

5. 共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)・自立訓練

- グループホーム・ケアホーム・宿泊型自立訓練の夜間支援体制や通勤者の生活支援を評価。
- 事業所の規模に応じてケアホームの評価を適正化。
- 宿泊型自立訓練の看護職の配置を評価、長期間の支援が必要な者を3年間一定で評価。

6. 就労系サービス

- 就労移行支援の職場実習等を評価、就労継続支援B型の目標工賃達成加算を拡充。
- 就労移行支援の一般就労への定着支援の強化、一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の評価を適正化、就労継続支援A型の短時間利用者の状況を踏まえ評価を適正化。
- 就労継続支援A型・B型の重度者支援体制加算について、より重度の者を対象とするインセンティブが働くように、現行の50%の算定要件を緩和した区分を新設。

7. 障害児支援(含:重症心身障害児施設から療養介護への移行)

- 新体系に円滑に移行できるように現行の水準を基本に報酬を設定しつつ、様々な障害を受け入れることができるように報酬上評価。
- 児童発達支援管理責任者は、別途専任で配置した場合に加算。
- サービス利用時間に応じて障害児通所支援の報酬を設定。
- 放課後等デイサービスの学校と事業所との間の送迎を報酬上評価。
- 障害児入所支援の小規模グループケアによる療育や心理的ケアを報酬上評価。
- 18歳以上の障害児施設入所者が引き続き必要なサービスが受けられるように配慮。

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

1. 目的

障害福祉サービス等に係る報酬について、平成24年度改定に向けて、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、厚生労働省内に「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(以下「検討チーム」という。)を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行うこととする。

2. 構成員

- (1)本検討チームは、津田厚生労働大臣政務官を主査、障害保健福祉部長を副主査とし、その他の構成員は別紙のとおりとする。
- (2)本検討チームに、アドバイザーとして4名の別紙の有識者の参画を求める。
- (3)主査が必要があると認めるときは、本検討チームにおいて、関係者から意見を聴くことができる。

3. 検討スケジュール

障害福祉サービス等経営実態調査等の結果の分析・評価を踏まえ、障害福祉サービス等の報酬に係る改定事項等について検討を行い、平成24年1月を目途に、検討結果をとりまとめることとする。

4. 検討チームの運営

- (1)検討チームの庶務は、障害保健福祉部障害福祉課が行う。
- (2)検討チームの議事は公開とする。
- (3)前各号に定めるもののほか、検討チームの運営に関する事項その他必要な事項については、検討チームが定める。

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 構成員等

別紙

検討過程の客観性・透明性の担保のために参画

厚生労働省

主査

津田厚生労働大臣政務官

副主査

障害保健福祉部長

構成員

企画課長

障害福祉課長

精神・障害保健課長

障害福祉課地域移行・障害児支援室長

アドバイザー

茨木 尚子 明治学院大学教授

駒村 康平 慶応義塾大学教授

野沢 和弘 毎日新聞論説委員

平野 方紹 日本社会事業大学准教授

(敬称略、50音順)

※公開の場で検討

【今後の予定】

第1回 : 平成23年11月11日(金) 17:00～19:00
第2回 : 平成23年11月14日(月) 9:00～11:00
第3回 : 平成23年11月17日(木) 10:00～12:00
第4回 : 平成23年11月22日(火) 10:00～12:00

第5回 : 平成23年12月 5日(月) 10:00～12:00
第6回 : 平成23年12月 6日(火) 17:00～19:00
第7回 : 平成23年12月12日(月) 10:00～12:00
第8回 : 平成24年 1月13日(金) 15:00～17:00
第9回 : 平成24年 1月31日(火) 10:00～12:00
(予定)

※ 第2・3回は関係団体ヒアリングを実施

診療報酬・介護報酬改定等について

平成24年度の診療報酬・介護報酬の同時改定は、「社会保障・税一体改革成案」の確実な実現に向けた最初の第一歩であり、「2025年のあるべき医療・介護の姿」を念頭に置いて、以下の取組を行う。

1. 診療報酬改定

我が国の医療はいまだ極めて厳しい状況に置かれている。国民・患者が望む安心・安全で質の高い医療が受けられる環境を整えていくため、厳しい経済環境や保険財政の下、平成24年度改定においては、概ね5,500億円の診療報酬本体の引上げを行うこととし、その増加分を下記の3項目に重点的に配分する。

(1) 診療報酬改定（本体）

改定率 +1.38%

各科改定率	医科	+1.55%
	歯科	+1.70%
	調剤	+0.46%

(重点項目)

- ・ 救急、産科、小児、外科等の急性期医療を適切に提供し続けることができるよう、病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減・処遇改善の一層の推進を図る。
- ・ 地域医療の再生を図る観点から、早期の在宅療養への移行や地域生活の復帰に向けた取組の推進など医療と介護等との機能分化や円滑な連携を強化するとともに、地域生活を支える在宅医療の充実を図る。
- ・ がん治療、認知症治療などの推進のため、これらの領域における医療技術の進歩の促進と導入を図ることができるよう、その評価の充実を図る。

(2) 薬価改定等

改定率 ▲1. 38%

薬価改定率 ▲1. 26% (薬価ベース ▲6. 00%)

材料改定率 ▲0. 12%

(注) 診療報酬本体と薬価改定等を併せた全体(ネット)の改定率は、+0. 00%。

なお、別途、後発品の置き換え効果の精算を行うとともに、後発医薬品の推進策については、新たなロードマップを作成して強力に進める。併せて、長期収載品の薬価の在り方について検討を進める。

2. 介護報酬改定等

平成24年度介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、以下の改定率とする。

介護報酬改定

改定率 +1. 2%

在宅 +1. 0%

施設 +0. 2%

(改定の方向)

- ・ 介護サービス提供の効率化・重点化と機能強化を図る観点から、各サービス間の効果的な配分を行い、施設から在宅介護への移行を図る。
- ・ 24時間定期巡回・随時対応サービスなどの在宅サービスや、リハビリテーションなど自立支援型サービスの強化を図る。
- ・ 介護予防・重度化予防については、真に利用者の自立を支援するものとなっているかという観点から、効率化・重点化する方向で見直しを行う。

- ・ 介護職員の処遇改善については、これを確実にを行うため、これまで講じてきた処遇改善の措置と同様の措置を講ずることを要件として、事業者が人件費に充当するための加算を行うなど、必要な対応を講じることとする。

なお、介護報酬改定の考え方と整合を取り、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定は、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、改定率+2.0%とする。

改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応する。

平成23年12月21日

財 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

大臣折衝の結果、上記のとおり合意したことを確認する。

民主政策調査会長

第7回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	参考資料1
平成23年12月12日(月)	

当面の障がい福祉施策の推進について

2011年12月9日

民主党政務調査会厚生労働部門会議

障がい者ワーキングチーム(WT)

座長 中根 康浩

事務局長 初鹿 明博

事務局次長 水野 智彦

厚生労働部門会議の下に設置された本WTは、民主党マニフェストに沿って障がい者福祉制度を抜本的に見直すため、10月以降、42の関係団体及び地方3団体から総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項についてご意見を伺うなど、精力的に議論を続けている。

制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等に向けた法案については、次期通常国会への提出を目指し検討中であるが、一方で、障がい者が当たり前で地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつかっていくための取組は、並行して重層的に進めていかなければならない。このことは団体ヒアリングでも多く意見が寄せられたところであり、民主党のめざす新法の方向性にも一致しているところである。このため、今後の予算編成、報酬改定等においては、次の事項に十分配慮すべきである。

1. 障害福祉は「人」によって成り立っているサービスである。民主党マニフェストも踏まえ、現在、障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業として行われている福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組については、介護保険の動向も踏まえ、引き続き処遇改善が図られる水準を担保すべきである。

また、基金事業の中には、これ以外にも、通所サービス等の送迎に係る費用の支援や、重度訪問介護等の利用促進のための市町村への財政支援といった、継続的な取組が必要なものがある。さらに、障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正の円滑な施行や新体系移行に伴う事業者支援・基盤整備への配慮も必要である。これらについて、新法制定への道程も念頭に、しっかりとした財政措置を講じていかなければならない。

2. 障害福祉サービス等の報酬改定においては、改定を取り巻く経済状況や、障害福祉サービス等はその大部分が国民の税金によって賄われていることも念頭に置きつつ、介護報酬改定の動向も踏まえ、必要な財源をしっかりと確保していくべきである。その際、個別の改定では、以下の課題を優先的な政策課題として配慮すべきである。

(1) 地域で暮らす障害者やその家族の支援を強化していかなければならない。グループホームやケアホームでの夜間支援の強化、介護者のレスパイトのための医療型ショートステイの拡充等のための取組を進めるべきである。

(2) 昨年12月に議員立法で、障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法が成立した。来年4月からの円滑な施行のため、相談支援や障害児支援の適切な報酬設定を行うべきである。

(3) 今回は、6年に1度、診療報酬・介護報酬と同時に行われる改定である。他制度の動向も踏まえて地域区分を見直すほか、医療との連携の観点も踏まえ、介護職員等によるたんの吸引等の評価について積極的に対応すべきである。

3. 新法についてはなお検討中であるが、骨格提言で取り上げられた新法の諸課題について、予算面も含め、積極的に取り組むべきである。

以上